

琉球大学学術リポジトリ

「風水の村」序論－『北木山風水記』について－

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 町田, 宗博, 都築, 晶子, Machida, Munehiro, Tsuzuki, Akiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/15667

「風水の村」序論——『北木山風水記』について——

町田 宗博
都築 晶子

解題

はじめに

ここに、『北木山風水記』と題する風水見分文書がある。同治三年（一八六二）に久米村与儀通事親雲上鄭良佐が波照間・与那国を除く八重山諸島（北木山）の全村落の風水を見分けてその判断を漢文体で述べたものである。同治二年から三年にかけて鄭良佐が八重山に渡航し、風水をみたという簡単な記録は残っている。だが、今年に入って一九六五年の花山孫位氏による写本（牧野清氏蔵）の存在が確認され、鄭良佐による風水見分の内容が一挙に提示されることになった。^①

従来、近世琉球の村落に風水が深く関わっていることが指摘されてきたものの、『球陽』に記載された村落移動をめぐる簡単な記事が唯一の手がかりであった。一七三二年、それまで間切の段落で認可されていた村落の移動に、首里王府の許可が必要となる。仲松弥秀氏の先駆的な研究によれば、一七三七年以降に「ごばん型」の計画的に立地された集落が登場し、その村落の多くが移動によって立村されたものであるという。近世村落の形態に王府の政策が関わっていたことは確かであり、仲松氏は蔡温の「地割制」の政策に「ごばん型集落」の淵源を求めている。一方、こ

の村落の移動には、風水見が関与していた。『球陽』の村落移動の記事に風水見が姿をみせはじめるのは、十八世紀後半に入ってからのことである。村に災厄が続くと、村の責任者一同はその災因を風水に求めて風水見の派遣を王府に要請する。王府から委託された風水見は現在の村落と移転先の立地の風水をみて善悪を判断し、関係役人とともに移動を願いでた。「ごばん型」という形態が直ちに風水と結びつくかどうかについては、「地割制」との関連から慎重に検討する必要がある。だが、村落の立地に風水が深く影を落としていたことは充分に予想できる。その意味で、近世琉球の村落は「風水の村」ともいうべき側面をもっていたと思われる。今日に伝わる琉球の風水書のなかには、風水からみた村落の理想像を描いた絵図が残されている。そこでは、村落の四方が樹林に囲繞されており、琉球に固有な村落を彷彿させるものがある。このこともまた、近世琉球の村落が「風水の村」でもあったことを示唆しているだろう(図1)。それでは、この「風水の村」とはどのような意味空間であったのだろうか。さらに、中国からもたらされた「風水」という新たな意味空間は基層の村落にどのような影を落とし、どのように受容されていたのだろうか。こうした問題については、史料の制約もあって依然として解明されていない。

近年、八重山の風水見分とほぼ同時期に行われた久米村神山里之子親雲上による羽地間切真喜屋・稲嶺二ヶ村の二回にわたる風水見分文書が確認され、村落の風水見分の詳細がある程度明らかになった。神山里之子親雲上は、まず村落全体に関わる諸抱護(村抱護)・川水・道筋の風水を見分け、ついで村落の二戸二戸の敷地・家屋・門・畜舎、及び墓地の風水を見分けている。しかし、その吉凶の判断と修復についての具体的な指示はあっても、その背後にある風水理論にはほとんど言及されておらず、そこから「風水の村」の意味空間を理解することはなお困難である。

『北木山風水記』は、この問題に新たな地平を拓く鍵となる内容を含んでいる。そのためには、迂遠な方法ではあるが、なによりも先ず『北木山風水記』をその記述に沿って解読する作業が当面する課題となる。さらに、その解読

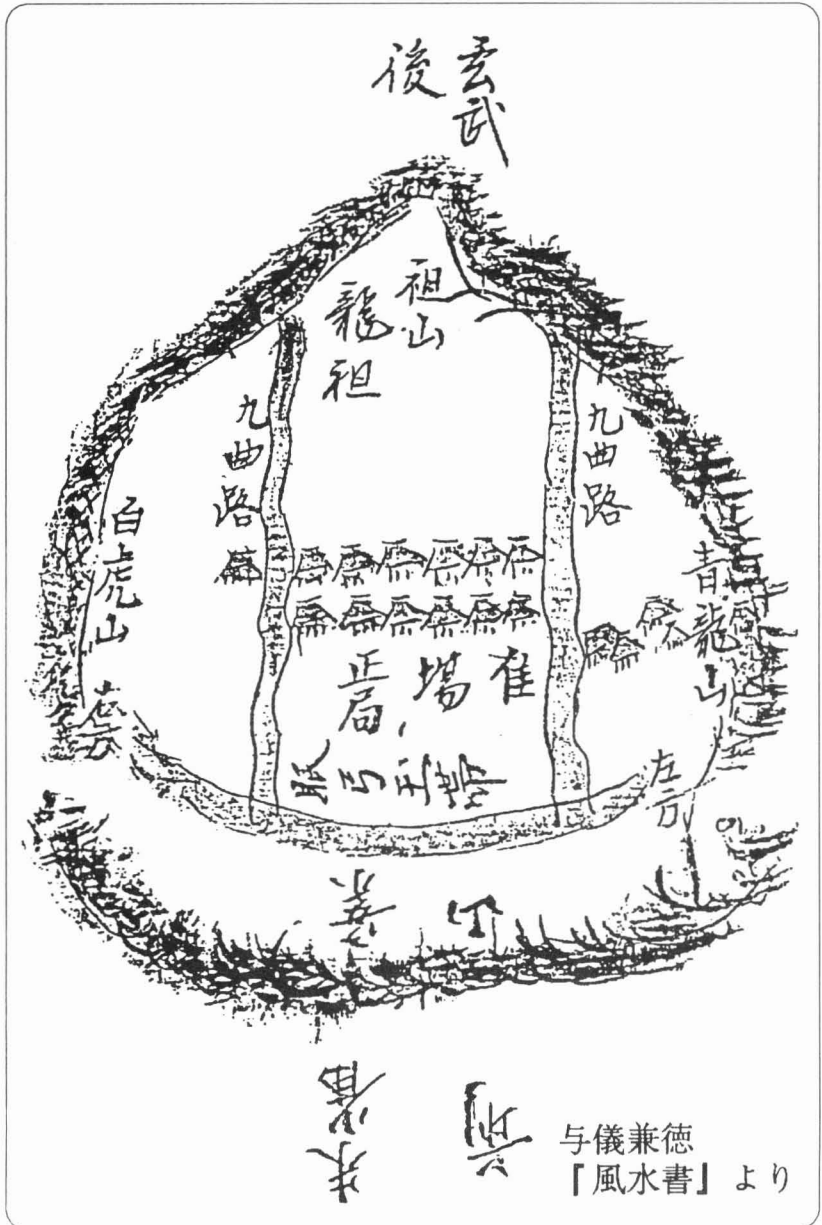


図1 風水における集落の理想型

は鄭良佐が歩いた八重山の村落空間との照合を必要としよう。八重山はかつての村落の面影をとどめており、鄭良佐がみた村落景観の復元がある程度は可能である。

このため、文書そのものの分析と並行して八重山の諸村落の予備調査を進めてきた。本稿の目的は、この『北木山風水記』を紹介すると同時に、分析と調査の一端を呈示することにある。ここではとりあえず、その一部の原文を紹介して書下しと註記を付し、予備調査で得られた知見を加えた。文書の分析と調査は端緒にすぎたばかりであり、なお多大な課題を残しているが、本稿は「風水の村」の意味空間を解読するためのささやかな第一歩としたい。

なお、解題及び文書の書下しと註記については都築が、予備調査に基づく村落の風水景観の再現、その他の図版については町田が担当する。文書の分析、村落調査については研究会をもち、以下のメンバーと共同で作業を進めてきた。ただし、本稿の文責は都築、町田にある。

新城敏男（石垣市役所市史編集室）、仲間勇栄（琉球大学農学部）、中村誠司（名護市図書館準備室）、玉木順彦（北谷町史編集室）、照屋正賢（那覇市役所）、小野まさ子（浦添市立図書館沖縄学研究室）

とくに、『北木山風水記』の存在を確認して紹介の労をとられた新城敏男氏には、八重山の調査を通して多大な示唆をうけた。また、研究会の運営にあたっては浦添市立図書館沖縄学研究室からさまざまな便宜と知識とを与えていただいた。ここに、深く謝意を表したい。

一、『北木山風水記』の諸本と構成について

（1）『北木山風水記』の諸本

花山孫位氏が筆写した『北木山風水記』には、花山氏によるものとみられる反り点と送り仮名が付されている。本

稿でも写本の訓点を参照したが、適宜改めてある(以下、花山本と略称)。この花山本の外にも、石垣市立八重山博物館蔵「石垣家文書」のなかに、標題はないもののこの『北木山風水記』の冒頭の一部の写本が残っている(以下、石垣本と略称)。ここでは、花山本を底本として石垣本を参照した。

(2) 『北木山風水記』の構成

『北木山風水記』の構成は、以下の通りである。

緒言*

四村風水記*・北木山蔵元風水記*・新川村風水記・石垣村風水記・大川村風水記・登野城村風水記(以上、四ヶ村)

名蔵村・崎枝村・川平村・仲筋村・桴海村・野底村・後間村・平久保村・安良村・伊原間村・舟越村・桃里村・盛山村・白保村・宮良村・大浜村・平得村・真栄里村(石垣本島)

竹富村(竹富島)

宮里村・桴喜村・仲本村・保里村・伊古村・東筋村(黒島)

上地村・下地村(新城島)

南風見村・仲間村・古見村・野原村・高那村・上原村・浦内村・祖納村・千立村・成屋村・舟浮村・崎山村・網

取村・鹿川村(西表島)

鳩間村(鳩間島)

小浜村(小浜島)

*印は石垣本にもみえる。

このうち、四村風水記・北木山蔵元風水記・新川村風水記・石垣村風水記・大川村風水記・登野城村風水記が、『北木山風水記』のほぼ半分を占めている。「四村風水記」は新川・石垣・大川・登野城の四ヶ村を囲繞する景観の風水見分、「北木山蔵元風水記」は蔵元の建物・門・敷地などの風水見分。「新川村風水記」「石垣村風水記」「大川村風水記」「登野城村風水記」は、「四村風水記」と共通する景観、及び各村固有の景観・番所・学校・道路・家屋などの風水見分で、重複する記述も少なくない。以上は、『北木山風水記』の理論編ともいうべき内容を含んでおり、鄭良佐の風水見分の理論と方法を窺うことができる。名蔵村以下の記述は各村落の立地や構成をふまえた風水見分であるが、理論・方法としては前半の各「風水記」を簡略に述べているに過ぎない。本稿では、「緒言」、理論編ともいうべき「四村風水記」「北木山蔵元風水記」「新川村風水記」、予備調査を実施した石垣島の川平村・伊原間村・桃里村、竹富島の竹富村、西表島の古見村、小浜島の小浜村を取りあげる。

一、同治三年（一八六四）の八重山島風水見分

『北木山風水記』の風水見分については、『御使者在番記』にも記録が残されている。それによれば、「風水見久米村与儀通事親雲上良佐」が同治二年十月十八日下島、翌三年の五月二十七日に帰帆したという。鄭良佐は八重山に一八六三年十月からほぼ半年間滞在、この間、波照間島・与那国島を除く八重山諸島の村々を訪れ、一八六四年四月にこの『北木山風水記』を完成させて翌月に沖縄島に戻ったことになる。

八重山の風水見分は、早い時期にはじまった。琉球に本格的に風水が導入されたのは、十七世紀半ば。八重山の風水見分の最も古い記録は、一八八四年に七代石垣親雲上宗延が記した「ハンナ大主墓碑」の碑文であろう。碑文には

五代石垣親雲上が「大夫官古波蔵親雲上」に墓地の風水をみてもらったとあり、一六八四年以前の七代石垣親雲上の祖父の代、つまり琉球に風水が導入されたのとはほぼ同じ時期に八重山の風水見分がはじまったことになる。ついで、一六八四年に外間親雲上が八重山に渡航して蔵元はじめ諸村の風水見分によって名蔵村・崎枝村・川平村・平久保村が移動、風水による村落移動の記録としては今のところ最も古いものである。一七三八年に至って、八重山蔵元から首里王府に対して、外間親雲上の風水見分以来「諸村繁栄」しているものの地元風水をみる者がいないので改めて風水見を派遣してもらい旨を願いでているが、このときは却下されている³⁾。同治二年から三年の鄭良佐によるほぼ八重山全域に及ぶ大規模な風水見分は、外間親雲上の後を承けたものと思われる。

『北木山風水記』の「緒言」によれば、このときの風水見分の事情はこうである。外間親雲上の風水見分以来「諸村繁栄」していたが、一七七一年の明和の大津波により「諸村衰微」して今や深刻な状況になっている。諸役人が合議し、風水に原因があるのではないかと結論した。そこで王府に風水見の派遣を願いでたところ、許可がおりて与儀通事親雲上鄭良佐が派遣された。鄭良佐は諸村の風水を見分け、その「吉凶の解説」と「絵図」とを作成して在番・検見役・頭目に献呈したと。この「吉凶の解説」が『北木山風水記』であるが、残念ながら「絵図」はみつからない。

ところで、『北木山風水記』は偶然の所産ではなかったと思われる。八重山の風水見分が実施された琉球最後の国王尚泰の時代は、十五世紀末に溯ってはじめて琉球をとりまく国際環境の変化がいよいよ切迫した段階に入り、社会不安が広がっていた。度重なる異国船の寄港、あるいは漂着。それに追い打ちをかけるように自然災害が頻発し、飢饉や流行病が連年のように起こった。さらに王府の財政的な逼迫は、構造的なものになっていた。

こうした危機の時代にあらがうかのように、琉球の風水空間の修復が行われる。一八五五年から六一年にかけて、

安謝港一帯の開拓地や塩田を囲った石積み^①の除去、虎頭・西森・宝口から久米村・松山に至る地脈を傷めるとして儀保界隈の市場の禁止、首里の寺院の中にある僧侶の墓の移築、風水の樹林区画を取り込んでいた美里按司の屋敷の境界の変更と植樹。十八世紀初頭、首里の風水をみた蔡温が決して改めてはならぬと指示した首里の風水空間の修復が急速に進められたのである。さらに、一八六八年には、世子宮（中城御殿）の移築と玉陵の修理のために鄭良佐ら三名を福州に派遣、風水を学ばせている。ついで、一八七〇年には、鄭良佐の風水見分により伊是名島玉御殿の修復が実施された。首里城・玉陵・伊是名島玉御殿は、十七世紀末から十八世紀初めにかけて蔡庇瑞や蔡温が風水見分をした琉球王国の「かなめ」ともいうべき空間である。その跡を辿るかのように、風水空間の修復がはかられたのである。こうした王府の風潮は、地方の村落や離島にまで広がっていったようである。羽地間切真喜屋・稲嶺二ヶ村の山里之子親雲上による風水見分も、わずか十年の間に二回に亘って実施された。伊是名島では、玉御殿修復のときに村落の責任者一同から、数年前に志多伯里之子親雲上に村全体の風水見分をしてもらったが、風水の欠落がないよう改めて鄭良佐にみてもらいたい旨を願いでている。宮古島では、一八三三年に神山里之子親雲上が渡航して風水を見分け、ついで一八五〇年に異国船漂着の処理に赴いた鄭良佐が風水見分をしている。八重山の風水見分も、こうした風潮に深く根ざしたものではなかったろうか。

三、与儀通事親雲上鄭良佐について

先述してきたように久米村与儀通事親雲上鄭良佐は、十九世紀後半に頻繁に登場する風水見である。「与儀通事親雲上」とのみ表記された例もあるが、おそらく同一人物であろう。今ところ、鄭良佐の家譜はみつかっていない^①。だ

が、鄭良佐の風水見分の足跡はあちこちに残されている。

(1) 一八五三年「夏氏大宗墓碑」建立。

この墓碑は、宮里と知花の二カ所にあった夏氏の墓地を風水のよい知花にまともて門中墓を造営し、完工したことを記したものだ。「鄭良佐与儀通事親雲上」に風水をみてもらったとある。鄭良佐の風水見分は、墓所の周囲の景観を形勢論から論じ、さらに『青烏経』に説く土地の「五ツ之不祥」説や程伊川の「父子祖孫同氣」説を引き、祖先の安危は子孫の安危に影響するとして移転を勧めている。形勢論の部分は次のようなものである。「当所(知花)ハ山体堅固ニシテ、諸木盛生、前後左右遠近之抱護氣脈貫ヌキ前之川筋ナト都テ風水ノ法ニ叶エ、地ノ美ヲ得ケルヨシ、宮里之墓モ一体之山形ハ宜シケレト、遠山ニ嫌忌之山アリ」(『金石文』99)

(2) 一八五三年九月 宮古島の風水見分。

宮古島に座礁した英国船の事後処理のため、「大夫与儀通事親雲上鄭良佐」らを派遣。その機会に宮古島の風水見分を行う。翌年まで逗留(『宮古島在番記』、『球陽』巻二十二)。

* 一八五八年、宮古島十五世白川恵孝、与儀通事親雲上の風水見分を手伝った功績を認めるように訴えて許可される(『白川氏家譜(支流)』大味俵)。

(3) 一八五六年 兼城間切阿波根村の宿道の変更。

阿波根村の現在の宿道の道筋を旧道に戻すことを王府に願いでて許可さる。一八〇一年、風水見久米村故崎原里之子親雲上の風水見分により宿道を変更したが、この年に至って「久米村与儀通事親雲上」の風水見分により旧道に戻した(『評定所文書』一五四一号「帳当座日記」二三一号)。

(4) 一八六三年 八重山の風水見分。

(5) 一八六六年 王命により福州に渡航、風水を学ぶ。

世子宮（中城御殿）の移転と玉陵の修理のために「地理師鄭良佐与儀通事親雲上」と係役蔡呈禎翁長里之子親雲上・蔡大鼎伊計親雲上を福州に派遣して地理を学ばせる（『球陽』巻二十二）。

* 一八七〇年に着工。

(6) 一八七〇年 伊是名島玉御殿の修復。

「風水見与儀通事親雲上」の風水見分により、玉御殿の周囲の岩の隙間を塞ぎ、左右の小木を切りとり、「抱護闕略之所」に樹木を植え、道筋を直す。さらに、玉御殿からみた「御風水所遠山之絵図」を描く（銘荊家文書「伊平屋島玉御殿公事帳」「玉御殿御初祭禮清明御祭祀日記」「玉御殿御道具帳」）。

* 伊是名村から与儀通事親雲上に風水見分を依頼。

(7) 一八七四年 伊江島の風水見分。

伊是名牛助『伊江島考察史』（手稿本、一九四六年稿、沖縄国際大学南島文化研究所蔵複写本による）に、「地理師久米村与儀通事親雲上」による伊江村の風水見分文書が翻刻されている。原文書乃至写本はみつかっておらず、今日では貴重な記録である。この文書は和文で記述された短いものであるが、『北木山風水記』と共通した文言をみだすことができる。記述はより具体的であり、『北木山風水記』を理解する上で重要な手がかりとなる。とりあえず、ここでは『伊江島風水記』とよんでおきたい。

四、『北木山風水記』の概要について

(1) 風水見分の方法について

鄭良佐の風水見分は、番所を手はじめとして、村落を圍繞する景観、村落全体の道筋、屋敷の周辺の状況、ついで屋敷の門・廁・竈・排水の方位に及んでいる。風水見分の詳細、たとえば「ゴバン型集落」の道路の実態を示唆する道筋などについては本文に譲るとして、とりあえず鄭良佐の風水見分の方法の概略を紹介しておきたい。

a. 蔵元・番所の風水

『北木山風水記』では、蔵元は「北木山蔵元風水記」として別に項目が立てられ、番所のある村落については番所の風水見分からはじめられている。『伊江島風水記』の冒頭に、この番所の風水の意味が論じられている。

番所は嶋中の基本、公務取扱の役所、尤も役々の作法は末々の見習にも相成り、旁肝要の所に候へば、如何にも結構に相見え候程、役々ども威儀正敷く御用向義理明白に相捌き、百姓どもにも諸事の所知方能く汲受け、俗式も宜しく、是以嶋中豊饒の基相成るべく、若し番所の居様屋敷形に相かわり、よがみひがみ有之候歟、又は外囲石垣こおり落候ては、公辺の恐薄く相見え、如何はしき段は勿論、役々ども威儀取失ひ、おのづから心持悪敷成行き、御用向義理明白に相捌き候様不能成、百姓どもにも諸事の所知方汲受薄く、俗式も悪敷相成り、一統及難儀可申(下略)。

つまり、番所は島の根本となる場であり、島の秩序、ひいては豊饒の根源となる。従って、番所の風水の善悪がこの秩序にも関わってくるというのである。『北木山風水記』でも最初に蔵元・番所の風水の吉凶が丹念に論じられて

いるのは、こうした鄭良佐の考え方に立つものであろう。

b. 「抱護」の思想

つぎに注目したいのは、『北木山風水記』に繰り返される「抱護」という表現である。鄭良佐の風水見分では村落の「抱護」の有無が重要なポイントとなり、風水の欠落を補うために村落の周辺や海岸線に「抱護」の樹木を植え付けることを繰り返し指示している。中国の風水書のなかには今のところ「抱護」という表現はみあたらないが、「抱護」と類似した術語は本文の註記に述べるようにしばしば登場する。しかしながら、『北木山風水記』にいう「抱護」は中国の風水思想に淵源をもつとしても、直接には蔡温の山林法に由来すると思われる。蔡温の思想の全体像、「抱護」の思想の詳細については別の機会に譲るとして、ここではそのあらましに触れておきたい。

蔡温によって乾隆二年（一七三七）に布達された『杧山法式帳』「杧山見様之事」に、「亦山氣之不洩様、諸山之相圉候を抱護と申候。亦抱護左右之手先にて衣裳之領を打合候様に入違候所を抱護之閉と申候事」とある。つまり、山氣が洩れぬよう杧山の敷地を山々が圉んでいるのを「抱護」といい、この「抱護」の山々の左右の先端が着物の衿を打ち合わせたようになっていゝる地点を「抱護之閉」という。この抱護に圉まれている土地が杧山の「上敷」であると。続けてこう述べる。

杧山之儀、人作次第盛衰有之候。抱護堅固相閉、諸木能立候得は、山氣相含、諸木自然と高く立延、其山盛り申積に候。亦抱護閉口之諸木伐開候得は、山氣相洩、山奥迄漸々諸木相痛、其次に生立候小木は高不相互、終には藪山と相成候。依之抱護閉口之場所、可成程外一番之閉口より樹木植茂り候儀專一に候。若島敷少く百姓飯料難続所は、無是非二番抱護より可閉置候事。

また、同右「杧山養生之事」の冒頭でも、「抱護閉口」が「杧山盛衰之氣脈」に係わる重要な地点であるので植樹

して早めに育成し、伐採しないよう繰り返し述べる。つまり、山中には「山氣」が流れており、この山氣が洩れないように「抱護」を堅く閉ざせばこの山氣によって諸木が成長する。「抱護之閉」からは、山氣が洩れだすので樹木を入念に植え付けて嚴重に管理せよ、というのである。とすれば、「抱護」とは山々や樹木によって「山氣」を密封することにほかならない。蔡温自身はその風水論では「抱護」という言葉を用いていないが、その「首里地理記」は「氣」の密封論に立っているといっている。首里城は左右と後を山並に護衛され、前方には馬齒山(慶良間諸島)が海中に浮かんで「漏洩之氣」を遮っている。さらにその近辺には樹林が生い茂っている。しかし「自城間地方以至泊地方、空缺凹陷、竟無峰巒雌雄之良佐、最可忌焉。窃想、此処宜多栽松樹、以遮漏洩之氣、若松樹茂盛、則豐饒之慶、必從此興矣」と。首里城は四方を山川・林樹に圍繞された理想的な風水景観であるが、城間から泊にかけての凹みから「氣」が洩れるのでそこに松の樹林を育成するようにいうのである。このようにみえてくるならば、蔡温の山林法はその風水思想を背景としているといえるであろう。

蔡温が依拠した風水書は不明、だが中国の風水書には共通した発想がみられる。風水書の古典中の古典ともいうべき『葬書』に次のようにいう。

○〈経〉氣乘風則散、界水則止。〈注〉謂生氣隨支壠體質流行、滔滔而去。非水界則莫之能止。及其止也、必得城郭完密、前後左右環圍、然後能藏風、而不致有蕩散之患。

○〈経〉形止氣蓄、化生万物、為上地也。〈注〉堂局完密、形穴止聚、則生氣藏蓄于中矣。善葬者、因其聚而乘之、則可以福見在昌後裔、如万物由此氣而成化育之功、故為上地。

つまり、生氣は風に乗って飛散し、水にくぎられて(界)止まる。気がとどまれば、城郭を完全に密封してその四方をぐるりと囲む。かくて風をおさめる(藏)ことができる。また、穴(堂局)が完全に密封されていれば、その中

に生氣が蓄えられ、墓地にふさわしい。この墓地に埋葬された者の子孫に幸いもたらされるのは、万物がこの氣によつて育まれるようなものであり、それ故に「上地」であるという。杣山と都市・墓地、その対象は異なっているが、万物を育む「氣」を密封するという発想は共通するといつてよい。

ここで注目したいのは、蔡温の「抱護」の思想、つまり「氣」の密封論が植樹と緊密に結びついていたことである。「葬書」は「城郭完密」であることをいうが、植樹には言及していない。周知のように『葬書』では、「土色光潤、草木茂盛」であることを重んじて「童山」（禿山）を墓地とすることを禁忌とした。このため中国では地域の龍脈が発する祖山などに植樹することもあるが、風水の欠落を補うためにはむしろ人工の建造物が築かれたようである。かつては中国大陸には数千の「風水塔」が建てられていたという（デ・ホロト『風水』大正大学出版部、一九七七年、また堀込憲二「風水思想と都市の構造」『思想』七九八、一九九〇年）。だが沖繩では、風水の欠落を補つて「氣」を密封するためにひたすら植樹が奨励された。もっとも、その淵源も蔡温が風水を学んだ福州にあったのかもしれないが。

さて、琉球ではこの「抱護」という言葉は杣山だけでなく、遅くとも十八世紀半ば頃から村囲い・屋敷囲い・潮垣と結びつき、村抱護・屋敷抱護・浜抱護という表現が用いられるようになる。いうまでもなく、抱護林は沖繩の村落景観を解説する大切なポイントである。『北木山風水記』をはじめとして十九世紀半ばの風水見分文書ではこの「抱護」が風水の重要な術語となり、ときには抱護林と重なりあつて用いられることもあつた。鄭良佐は、『伊江島風水記』で「海辺の地は、抱護嚴重に相立候様、無之候而ハ風波の防不相成、人家諸作毛相損じ候段は勿論、風邪の障も相絶不申、甚嶋中の不為相成事候間、各村々後前道々側々明間なく樹木植付、風波并風邪相防ぎ候様、可相心得事」という。ここでの「抱護」は明らかに「浜抱護」を指している。また、詳細は今後の調査を俟つとして、神山里之子親雲上の羽地間切真喜屋・稲嶺二ヶ村の風水見分では風水の「抱護」と村抱護が重なり合っているようである。

さらに、注意すべきは王府の政策においても風水と抱護林とが関連づけられていたことである。一八六三年の鄭良佐の風水見分と前後して八重山に布達された『翁長親方八重山島規模帳』（一八五七年）、『富川親方八重山島規模帳』（一八七四年）には、『伊江島風水記』と同趣旨の文言がみえる。『富川親方八重山島規模帳』には、次のようにいう。

潮垣之儀、本地之格護迄ニ而無之所柄次第、風水之沙汰ニも相懸大切成儀ニ而仕立方不入念候而不叶事候処、明開作職又者切絶置所も有之、風水之故障者勿論、僅之風波ニも作毛相損、百姓之痛不軽事候條、あたん其外、相応之樹木植付させ、在番頭農務役廻勤之節々気を付、随分令盛生候様可取計事。

また、潮垣だけでなく、屋敷抱護・村抱護にも言及する。

〔仮屋〕〈寺敷番所〉〈人々屋敷囲・村抱護・浜抱護之儀、肝要成事ニ而令不念候而者風水之故障者勿論、風雨之節、人家・田畠之損失茂出来、所中衰微之基如何之事候条、時節見合、檜木・いく木・松其外相応之諸木植付させ抱護堅固有之候様可取計事。

後者については、『翁長親方八重山島規模帳』にもほぼ同じ文言がみえる。

しかしながら、『北木山風水記』においては、鄭良佐が「抱護」の樹木を植え付けるように指示している地点が村抱護・浜抱護などをさすのかどうか、記述からも予備調査からも確定できなかった。この問題については今後の課題として、ここでは少なくとも蔡温の「抱護」の思想が植樹と深く結びついた形で、『北木山風水記』に濃厚な影を落としていることを指摘しておきたい。

c. 村落移動の指示

鄭良佐は、上述した植樹の外、道筋の形状の変更、垣根・石敢当・シーサー・ヒンプンなどの設置によって風水の

欠落を補うようにいう。だが、いつくかの村落については移動を勤め、移動先の風水見分もしている（名蔵村、崎枝村、桴海村、後間村、安良村、伊原間村、桃里村、宮良村、南風見村、仲間村、高那村、鹿川村）。たとえば、安良村は土地が狭く低地である上に高山が近くに聳えており、「人民繁栄」することができず、別の土地に移動すべきであると。ついで移動先の土地の坐向を記し、この場所は「地面廣大、余氣居多」であり、前後に「抱灣」するかのようには河水の流れる「美地」であるという。さらに移動後の家宅・門・竈・廁の坐向を記して、村落の丑から巳（ほぼ北北東から南南東）の方向に絵図に照らして樹木を植えて「外屏」とするように指示している。つまり、新たな村落の立地に風水からみた意味を付与し、村落全体の坐向、家宅・門・廁・竈の坐向を指示し、さらには村落の周辺の植樹を絵図面で示しているのである。こうした指示は、他の村落にも共通する。また、『伊江島風水記』の最後にもこう述べる。

網堂原は地面広く平反に有之候上、前に朝山秀出、人民榮盛而已ならず、生子茂清々秀る風水ニ而、誠に村立可相成所柄に候間、別紙図之通、屋敷組致し候様、可相心得事。

伊江村では「屋敷組」、つまり具体的な村落内部のプランを絵図面で示しているのである。

さてしかし、鄭良佐の指示によってどれだけの村落が移動したのかは判然としない。今のところ、移動したことが記録から確認できるのは桃里村だけである。宮良村も一八七四年に風水見の指示によって移動したという伝承が残っているが、この風水見が鄭良佐であったかどうかは不明である（牧野清『新八重山歴史』私家版、一九七二年、一三三頁）。さらに、村落移動において風水見の指示したプランがどれほど具体化されたのかも不明である。ただ本文の註記で紹介するように、桃里村の移動では、鄭良佐の「係役」であった役人を村に招き、移動後の「村向羽井屋敷組」を検分させている。ここでは、風水見の係役だった役人が移動後の村落の方位などを実地に検分していたことに注意しなけ

ればならないであろう。風水が村落の立地にどのような形で影を落としていたのかという問題を解明してゆく上で、大きな示唆を投げかけるものである。

ここで、王府の村落移動に対する政策について触れておきたい。十八世紀後半に入ると、風水見の派遣を要請して、風水を理由に移動する村落が頻繁に姿を現す。なかには移動を繰り返す村落も少なくなかった。たとえば、摩文仁間切波平村。波平村は一七五三年に旧籍から現在地に移ったが、さまざまな災厄が続いたので一七八八年に風水見分を願いでて、再び旧籍に戻っている(『球陽』巻十七)。三十五年間に二度に亘って移動したのである。

一八〇九年、王府は『田地奉行規模帳』を布達して、次のようにいう。

村敷替之儀、大粧成物入百姓痛ニ相成候処、風水悪敷向ニテ敷替仕無間[㊦]作場用水不最寄抔ト申、本敷へ引移、又ハ別所へ村越等之願申出候方モ有之、不可然候間、風水不_レ宜所ハ樹木生茂リサセ候歟、又ハ道筋相直候而モ可成程、風水補方ニ而相済セ、自然村越不仕候而不叶_レ申出候ハ、致見分題目、作場用水之便・風当・水捌等委敷致吟味、永々最通候様子見究可申出事。

風水が悪いときには、樹木を繁茂させ、道筋を変更することで補い、やむを得ないときには、農業に十分な配慮をはらうよう布達したのである。この方針はその後も堅持されたらしく、先に挙げた『翁長親方八重山島規模帳』『富川親方八重山島規模帳』にもほぼ同じ文言がみえる。鄭良佐の風水見分も、基本的にはこの王府の方針に沿ったものであったといえよう。

(2) 風水理論について

鄭良佐は、『北木山風水記』の緒言で「古書を査閲し、師伝を体照」して、八重山の村落風水の吉凶を解説したという。だが、沖繩でこれまでに確認された風水書は、後述するようにほぼ同系統の数本の写本だけである。さらに、

この写本の原本自体、福州で風水を学んだ久米村人が彼の地から持ちかえたものか、あるいは久米村で再構成されたものか判然としない。今のところ、鄭良佐のいう「古書」があまたある中国の風水書のどれをさすのか不明であり、鄭良佐の風水理論は『北木山風水記』の記述を通して理解してゆくしかないであろう。大きく分けると、鄭良佐は形勢論と方位論との両者を併用している。「四村風水記」は主に形勢論を、「北木山藏元風水記」は主に方位論を展開し、他の村落はこの両者を併用している。とりあえず、鄭良佐が依拠した風水理論のなかで確かなものを紹介してきたい。

a. 形勢論

鄭良佐の形勢論には、明らかに蔡温の風水論の影響をみいだすことができる。鄭良佐は「登野城村風水記」で、登野城村の桜口について次のようにいう。

安謝港口は、直ちに王城に向かう。王都地理記、海潮の進来するを以て吉と為す。本村の桜口は直ちに村に向かいて海潮進来す。即ち吉。反って以て凶と為すは、是れ俗巫の見るなり。

「王都地理記」は、いうまでもなく蔡温の「首里地理記」。「首里地理記」に「其間（小祿・豊見城方面と北谷・読谷方面の間）有三江、与海水相通。一曰、那覇港、一曰、泊港、一曰、安謝港。斯江也湾環、斯水也汪洋、皆自吉方進来、朝拱王城。而三江最為之良佐矣」とあるのをいう。

また先述したように、「抱護」の思想についても蔡温の風水理論を継承しているといつてよい。

b. 方位論

鄭良佐は、「八宅」と「九宮」の方法を併用して方位の吉凶を判断している。『平陽全書』巻十一「九宮八山綏論」に、概略こう述べる。今、理氣（方位）をいう者は、大体「九宮」と「八山」の両家によっている。「九宮、以本局

星入中飛布、以生氣方・旺氣方為吉。八山、以本局卦起廉貞、以貪・巨・武三吉方為吉。兩家之定局同、弁卦同。ただし、「八山」と「九宮」とでは八方の方位の吉凶がほとんど一致せず、むしろ異なる方が多い。このため「八山」派と「九宮」派とは、互いに自己の立場を墨守して議論が絶えない。だが、「九宮」は時間の推移による気運の変化を知ることができ、「八山」は空間の方位の吉凶を知ることができる。従って、この両者のいずれか一方に拠るにせよ、もう一方も必ずみるべきである。ここでいう「八山」と「九宮」の理論が、鄭良佐の「八宅」「九宮」の理論と同一であるかどうかは問題が残るが、少なくとも当時の中国での方位論の状況を窺うことができよう。

①「八宅法」

与儀兼徳『風水書』、町田家『風水書』には、「八宅周書凶」と題した図が記載されている。また内間家『風水書』には、やや異なる系統の「八宅周書開門之訣・放水之訣」と題した図がみえる。いずれも図のみで「八宅」の理論そのものの説明はない。ただし『北木山風水記』の記述からみて、鄭良佐がこの琉球に伝来していた「八宅周書凶」や「八宅周書開門之訣」に示される吉凶の判断法に依拠していたことは確かであろう。

「八宅」には、さまざまな方法があったようである。琉球の風水書に引用されている中国の書物のひとつに、『象吉備要通書』がある。この『象吉備要通書』二十卷「陽宅八門要旨真訣」に「夫陽宅大八門者、本黄石公之秘伝、後人不究其源、種種異論、繁冗類密、致学者无所適従」という。「陽宅八門」は黄石公の秘伝であるが、後世の人々はその根源を究めることなく種々の論議があつて煩瑣なものになっている。とりあえず『象吉備要通書』の簡便な説明によって、その概略を紹介しておきたい。

「大遊年歌」

乾六天五禍絶延生　坎五天生延絶禍六　艮六絶祸生延天五　震延生祸絶五天六

巽天五六禍生絶延 離六五絶延禍生天 坤天延絶生禍五六 兌生禍延絶六五天

ついで「先定門戸居何卦上、次後却以大遊年歌中本卦之句、逐位順行、至居上見星落処方、論吉凶」という。つまり、門戸がどの卦に位置するかを定め、ついで「大遊年歌」の中から大門の位置する本卦の句を選びだし、八卦の順位に「大遊年歌」のいう星を配当し、吉凶を判断するのである。

八卦方位 離(南)・坤(南西)・兌(西)・乾(北西)・坎(北)・艮(北東)・震(東)・巽(南東)

たとえば乾に大門が位置するときは、以下の通りである。

「大遊年歌」「乾六天五禍絶延生」

乾 伏位 坎 六 六煞 文曲星 水

艮 天 天医 巨門星 土 震 五 五鬼 廉貞星 火

巽 禍 禍害 禄存星 土 離 絶 絶命 破軍星 金

坤 延 延年 武曲星 金 兌 生 生氣 貪狼星 木

ただし、琉球の風水書の「八宅周書図」では「伏位」は「伏門」とあり、「伏門」は「大門」ではなく「坐」に位置して『象吉備要通書』とは坐向が逆になる。さらに方位は八卦ではなく二十四方位で表記されている。『象吉備要通書』では、相宅は「八門」でみるべきで、二十四方位で門戸をみるのは誤ちであるという。『地理大全入門要訣』巻五に「論八宅周書開門放水」の絵図があり、「此周書者、黄石公所作、楊救貧同断、以先天八卦正配相生、開門至奥也」という。この絵図は内間家『風水書』と同系統のもの。この「八宅周書」では「坐」が「伏位」とあり、琉球の風水書と坐向が一致する。鄭良佐が依拠していたと思われる「八宅」の方法を町田家『風水書』によって示しておく。

町田家『風水書』八宅周書図(後掲図7参照)。

乾宅(坐乾向巽)

乾	戊・乾・亥	伏門	坎	壬・子・癸	六殺
艮	丑・艮・寅	天医○	震	甲・卯・乙	五鬼
巽	辰・巽・巳	禍害	離	丙・午・丁	絶命
乾	未・乾・申	延年○	兌	庚・酉・辛	生气○

○印は吉方を示す。

なお、先に触れた『平陽全書』「九宮八山総論」の「八山」は、『象吉備要通書』とは方法を異にすると思われるが、「貪・巨・武三吉方を以て吉となす」というのも、貪狼星(生气)、巨門星(天医)、武曲星(延年)の三方を吉方とするであろう。

②「九宮法」

この九宮については、沖繩に現存する風水書の写本にはみられないが、鄭良佐は「阿波根村」の宿道の変更にもこの「九宮之法」を用いている。ただし、どのテキストに依拠したかは不明。

「九宮」は、『協紀弁方書』によれば、河図・洛書に起源をもち、一白・二黒・三碧・四緑・五黄・六白・七赤・八白・九紫の九星をそれぞれ坎・坤・震・巽・中宮・乾・兌・艮・離の九宮に配当するという。さらに『平陽全書』巻十一「九星剋応図」によれば一白は水、二黒は土、三碧は木、四緑は木、五黄は土、六白は金、七赤は金、八白は土、九紫は火に属しているという(図2)。

この「九宮」は固定的なものでなく変化する。とりあえず『平陽全書』巻十一「陽宅訣」によって、その変化をみ

てみよう。

陽宅分房、固以本局星入中、論其方之生氣・煞氣・吉凶矣。然其本方亦自有生・旺・死・退吉凶之分也。飛尅本位為煞、本位尅飛為死、飛生本位為生、本位生飛為退、相比為旺。

つまり、坐となる卦の九星（本局星）が中宮に入り、それにともなって他の星も他の宮に飛ぶ。「飛」は移動すること。この移動は数が逆の大きさの順序（たとえば、九↓八、八↓七、七↓六、六↓五というように）で生ずる（図3）。

そこで中宮に移動した星の五行（本位）と八宮に移動した星の五行（飛）の相生相剋関係（図4）をみて、吉方（生氣・旺氣）と凶方（死氣・退氣・煞氣）に分ける。ただし、同上「冲関訣」

に「関煞相冲、不可当、山崗水路射明堂、于上相関、猶自可。支内相関、立見傷。△注▽関煞者、五黄方也。与本局对冲、故曰関煞、凶与煞氣方同」とあるように、五黄土が飛ぶ八宮

の方位は煞氣と同じく凶方となり、「煞氣方」と区別して「冲関方」とよばれている。

たとえば、坎（壬・子・癸）の北方に坐し、離（丙・午・丁）

の南方に向かう家宅の場合を考えてみる。この家宅は、坎宅

である。坎宅では、坎卦の一白水が中宮に飛ぶ。それにともなって他の星も順次に飛ぶ（後掲図9）。



図2 九宮之図

図6、図7、図8、図9、図10)。「八宅」は町田家『風水書』、「九宮」は『平陽全書』巻九「各局九星之図」に拠って作成した。

『北木山風水記』のなかで本稿で取りあげた感元・村落とに関連する「八宅」「九宮」の図を掲げておく(図5、

飛宮	離宮	巽宮	震宮	艮宮	坎宮	乾宮	兌宮	坤宮
丙・午・丁	辰・巽・巳	甲・卯・乙	丑・艮・寅	壬・子・癸	戊・乾・亥	庚・酉・辛	未・坤・申	
二十四方位	南	南東	東	北東	南	北西	西	南西
飛	五黄土	九紫火	八白土	四綠木	六白金	二黒土	三碧木	七赤金
相生相剋	水剋火	土剋水	土剋水	水生木	水生木	土剋水	水生木	金生水
九宮法	本位剋飛	飛剋本位	飛剋本位	本位生飛	飛生本位	飛剋本位	本位生飛	飛生本位
吉凶方位	冲関方	死気方	殺気方	退気方	生氣方	殺気方	退気方	生木方

・本位
中宮 坎 一白水

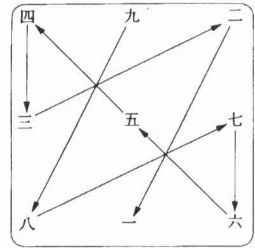


図3 九宮の移動

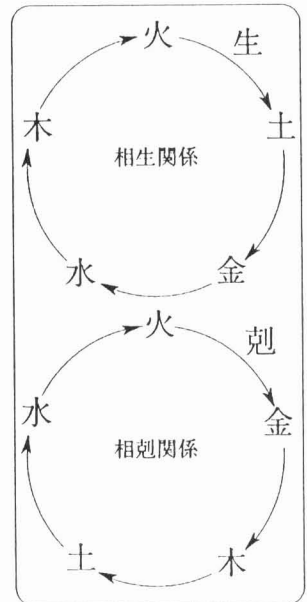


図4 五行相生相剋関係

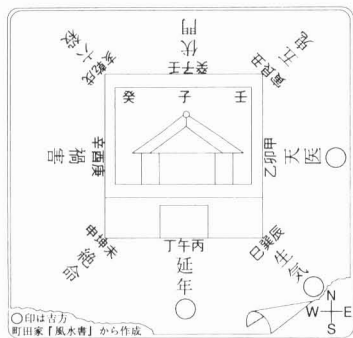


図6 八宅周書図(坎宅)

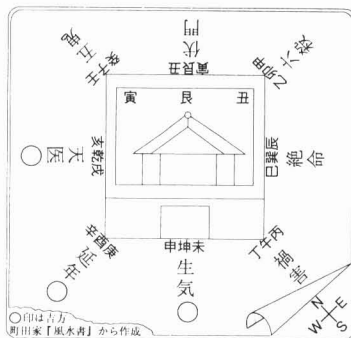


図5 八宅周書図(良宅)

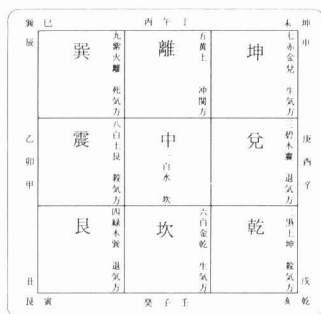


図9 坎局九星之図

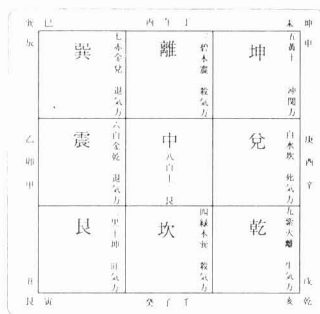


図8 良局九星之図

五、註釈に用いた風水書について

先述したように、鄭良佐の依拠した「古書」は不明、『北木山風水記』で述べる風水理論もほとんどが典拠不明である。ここではとりあえず、『北木山風水記』の背後にひそむ風水理論、ひいては中国から伝来した風水理論の影響を探るために、沖繩に現存する風水関連文書や中国の風水書に説く類似した方法・思想を掲げてみた。ただし、さまざまな制約から利用できた中国の風水書はきわめて限られている。そもそも鄭良佐は、『古今圖書集成』や『欽定四

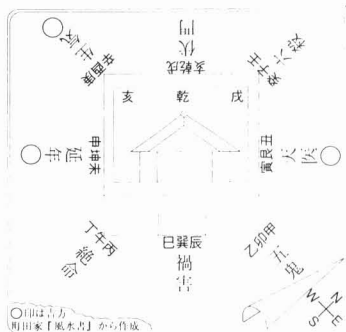


図7 八宅周書図(乾宅)

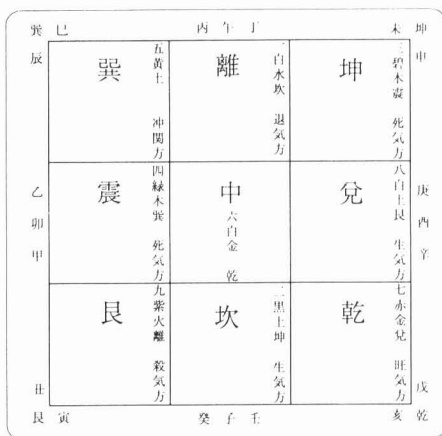


図10 乾局九星之図

庫全書』に所収されるいわば古典的な風水書よりも、古典に依拠しながら実用書として明清時代を通してあまた編纂された風水書を用いていたであろう。これら実用書としての風水書をすべて目堵することは、きわめて困難な状況にある。さらに、実用書として定評のある風水書については、その刊本が国内の研究機関に所蔵されているものもあるが、今回はそのごく一部しか利用できなかった。とりあえずこれまでに収集しえた風水書に依拠しながら、『北木山風水記』の背後にひそむ風水理論を探るのを註記の目的としたい。

a. 沖繩に現存するテキスト

①風水書

○『風水書』（石垣市立八重山博物館蔵「識名家文書」）

与儀兼徳による明治半ば頃の写本。

○『風水書』（同左）

明治三十二年（一八九九）、忠順氏良慶による写本。与儀兼徳『風水書』の一部、「象古大通書」、「墓塚図訣」を記す。大半は曆書である。

○『象古大通書』（石垣市・兼本長宗氏蔵）

大正七年（一九一八）、兼本長宗氏による写本。与儀兼徳『風水書』の一部に同じ。墓中符の絵図が付されている。この墓中符は『象古備要通書』に所載のもの。

○『風水見抜』（所蔵者不明）

梅公氏第弑孫助（大浜孫助）による写本。下地馨氏が与那国島で収集したもの。与儀兼徳『風水書』に同じ。

最初に風水見の心得、最後に墓図が付されている。

○『摂日墓造安葬年月日時』(糸満市・仲里朝睦氏蔵)

明治四十二年(一九〇九)、毛氏盛芳(喜友名盛芳)による写本。与儀兼徳『風水書』と一部重なるが、少し系統を異にする。

○『門開家向風水秘伝』(同右)

昭和十二年(一九三七)、毛氏盛芳による写本。「唐栄紅氏秘伝」とある。与儀兼徳『風水書』に一部同じ。大半は系統の異なる和文の家相について述べる。

○町田家『風水書』(仮称、嘉手納町・町田宗晃氏蔵)

近世末の写本。表紙が剥落、表題不明。『玉匣記通書広集』の写本、一部が『象吉備要通書』の引用、及び「八宅周書図」などの風水書。

○内間家『風水書』(仮称、名護市・内間馨氏蔵)

もと久米島内間家に伝わっていた写本。表紙が剥落、標題は不明。「八宅周書開門之訣・放水之訣」及び「穴」をとりまく地形と方位を併記した図、『平陽全書』及び『地理六経註』卷三(『靈城精義』)の一部、と『地理六経註』卷四『催官』『評砂章』の抜き書き。

②風水見分文書

○蔡温「首里地理記」、「玉陵地理記」、「国廟地理記」(『球陽』卷十所収)。

○久米村神山里之子親雲上による羽地間切真喜屋・稲嶺二ヶ村の風水見分文書(琉球大学附属図書館蔵島袋源七文庫)

①『久米村神山里之子親雲上様式ヶ村御見分日記』咸豊七年(一八五七)。

②『神山親雲上御見分日記』一八六八年。

*二本とも他の関連文書も含めて玉木順彦「沖繩本島北部の風水史料―真喜屋村・稲嶺村の事例―」（窪徳忠編『沖繩の風水』平河出版社、一九九〇年、所収）に翻刻されている。

○『伊江島風水記』前出

※この外、断片的な「風水見分文書」がいくつか確認されており、関連するものについては本文の註記で紹介する。

b. 中国の風水書及び日用類書

○『象吉備要通書』

与儀兼徳『風水書』、『象吉大通書』、『門開家回風水秘伝』、『折日墓造安葬年月日時』、町田家『風水書』などに「象吉大通書」「象吉備要通書」という標題でその一部が引用されている。琉球に伝来していた可能性もあるが、原本は確認されていない。ここでは、清・魏鑑『増補象吉備要通書大全』（台湾武陵出版社、康熙六十年序刊本による景印本）に拠り、『象吉備要通書』と略称する。ちなみ魏鑑は福建の人である。

○『王匡記通書廣集』（八重山博物館蔵竹原家文書）

光緒八年（一八八二）に八重山の梅公氏那覇仁屋孫著が中国に漂着したときに購入した康熙二十三年序刊本。「福建省立文庫蔵板」とあり、福建省で刊行されたもの。この『王匡記通書廣集』と同系統のものと思われる刊本が、琉球大学附属図書館蔵宮殿内文庫、鹿児島大島郡和泊町（徳之島・速見為元氏蔵）に残されている。宮殿内文庫の刊本は、もと石垣島宮良家にあったもの。松茂姓當宗が同治十一年（一八七二）に沖繩島に渡航した折にこれを求めた旨の記入がある。この外にも北谷町金良家蔵の二本の写本などがみつかっており、沖繩にかなり流布していたものと思われる。

○『平陽全書』清・葉泰輯 康熙三十六年自序刊本(東北大学附属図書館蔵狩野文庫『地理六経』所収)

『平陽全書』は内間家『風水書』に一部が引用されている。ただし、琉球に原本が伝来していたかどうかは判然としない。

○『地理人子須知』明・徐善繼・徐善述撰

正確には『重刊人子須知資考地理心学統宗』。ここでは、台湾竹林書局が石印本によって景印したものに拠る。併せて東洋文庫蔵の写本をも参照した。

○『宅経』黄帝撰(『欽定四庫全書』子部七術数類三の景印本である『四庫術数類叢書』六、上海古籍出版社、一九九二年、所収)

○『葬書』晋・郭璞撰(同右。ただし、郭璞が撰者かどうかは疑問である。)

○『癸微論』宋・蔡元定撰(同右)

○『撼龍經』唐・楊筠松撰(同右)

○『陽宅十書』(『古今圖書集成』博物彙編芸術典六五一卷堪輿部彙考一)

○『水龍經』明・闕名撰(同右六七—七四卷堪輿部彙考二—二四)

○『陽宅撮要』清・吳璣撰(台湾・新文豊出版、一九八七年、刊本の景印)

○『地理古鏡歌』清・蔣大鴻纂(同右)

○『金光斗臨經』清・張新溪鑒(『地理陽宅大全』附録、台湾・集文書局、石印本による景印)

○『陽宅大全』明・吳勉学輯(台湾・大方出版社、一九七九年、石印本による景印)

○『雪心賦』唐・卜則魏撰(『増訂地理大全二十三種』鄒延猷輯 民国十九年石印本 上海中原書局出版、所収)

○『地理陽宅大全』清・許澹園輯（同右）

○『地理大全入門要訣』明・鄒廷猷撰（同右）

*なお、『増図地理大全二十三種』は風水をみていた北谷町・金良宗邦氏が戦後に香港から購入したものである。

c. 八重山諸島の古地図

○温故学会蔵「八重山諸島古地図」（石垣市史編集室蔵複写）

明治前半期に描かれた地図を含む。石垣市総務部市史編集室『八重山古地図展』（石垣市役所、一九八九年）のまえがきを参照のこと。

○開陽組「八重山地図」（仮称、仲松弥秀氏蔵）

明治後半期のものか。ただし、もともなった原図はより古いものと思われる。

d. その他の近世文書

○『八重山島年来記』（『沖繩県史料 首里王府仕置1』沖繩県教育委員会、一九八一年）

○『宮古島在番記』（同右）

○『御使者在番記』（同右）

○『杣山法式帳』（『沖繩県史料 首里王府仕置2』沖繩県教育委員会、一九八九年）

○『田地奉行規模帳』（同右）

○『与世山親方八重山島規模帳』（同右）

○『翁長親方八重山島規模帳』（同右）

○『富川親方八重山島規模帳』（同右）

- 『富川親方八重山島蔵元公事帳』（『沖繩県史料 首里王府仕置3』沖繩県教育委員会、一九九一年）
- 『八重山島諸村所役公事帳』（同右）
- 『八重山島科人公事帳』（同右）
- 「大波之時各村之形行書」（『日本庶民生活史料集成』巻七、三一書房、一九七〇年、所収）
- 『球陽』原文篇（角川書店、一九七四年）
- 沖繩県教育委員会文化課・編『金石文』（緑林堂出版、一九八五年）
- 「白川氏家譜（支流）」（『平良市史』巻三、平良市役所、一九八一年）
- 「銘苅家文書」（『伊是名村史』中、伊是名村、一九八八年、所収）

註

- (1) 新城敏男「八重山の村落と風水」（『情報 j a i m a』4、一九九二年）
- (2) 仲松弥秀「沖繩の集落（平民百姓村の景観的研究）」（『琉球大学文学部紀要』人文・社会第七号、一九六三年、後に『古層の村』所収）
- (3) 拙稿「近世沖繩における風水の受容とその展開」（窪徳忠編『沖繩の風水』、平河出版社、一九九〇年）。以下の記述は、とくに史料を示さない限り拙稿、及び玉木順彦との共著「沖繩風水関連記事年表」（同右）による。
- (4) 「鄭姓家譜 支流」（五世鄭士紳）（『那覇市史』資料篇一巻六、那覇市企画部市史編集室、一九八〇年）の九世に良弼・良佐の名前がみえる。鄭良弼は乾隆五十四年（一七八九）生、咸豊元年（一八五一）没。鄭良佐はその弟であるが、伝記は記載されていない。この鄭姓は六世鄭鴻勳が乾隆二年（一七三七）と乾隆二十二年（一七五七）の二度にわたって福州で風水を学んでおり、風水に関わりのある家系である。ただし、与儀通事親雲上鄭良佐の風水見分は一八七四年に及んでおり、もし同一人物とすれば、兄の没後も二十年余にわたって活躍したことになる。とすれば、かなり長命だったことになり、与儀通事親雲上鄭良佐が鄭良弼の弟にあたるかどうかはもうひとつ判然としない。

(5) 蔡温の造林法が風水思想に依拠していることは、その術語にも窺うことができる。「抱護之閉」を着物の衿の打ち合わせに比喩するのは、中国の風水書にもみえる。『地理人子須知』巻六上「合襟水」に、次のようにある。「合襟水者、穴前界脈、上分下合之水。如胸前衣襟之交合、故名合襟水也。蓋脈來則有分水以導之、脈止則有合水以界之」と。つまり「合襟水」とは「穴」前で龍脈をとどめ、上流で分かれて下流で合流する水流をいう。胸の前(穴の前)で衣の襟を合わせているような形勢をさす。龍脈が来れば水が分かれてこれを導き、龍脈が止まれば水が合流してこれをくぎるからである。また、同右「元辰水」に、「元辰水者、龍虎之内、穴前合襟処水也。乃我本身親貼者、不拘乾流湿流、均謂之元辰水。此水切忌傾走、譬之、龍身元氣、一滴不可泄也。必須左右有砂欄截、使之曲摺、為美」と。「元辰水」とは青龍白虎の内部の穴前の「合襟」の処をいう。どのような流れでもこれを元辰水とよぶ。この水は傾走して流れるのを禁忌としており、龍身の「元氣」を一滴も泄らさぬようなものである。かならず左右に「砂」がさえぎって遮断し、褶曲させれば美であると。蔡温は「抱護」の山々の左右の手先が着物の衿の打ち合わせたようになったいる地点を「抱護の閉」とよんだ。左右の手先を「砂」とみなすことがゆるされるならば、『地理人子須知』では水流が「砂」の褶曲によってゆったりと流れて気が洩れるのを遮り、蔡温は樹木を植えて気が洩れるのを遮るようにいうのである。

また、『仙山法式帳』「仙山見様之事」に「抱護之内、辰戌丑未四ヶ所之方相欠候所は、四維之病とて樹木絶て盛生不仕候。其内一ヶ所にても相閉候得は、其病相迦候。山敷見立候砌、此儀は能々氣を可付事」と。つまり、「抱護」の山々の辰戌丑未の方角に欠落した所があれば「四維之病」であり、樹木が絶えて茂ることはない。『葬書』外篇に「(經)外蔵八風、内秘五行(注)四維四正、完密而無空缺、既無風路、則五行之生氣、自然秘于其内、而凝結矣」と。「四維四正」の方角が完全に密封されて空いたり欠落した所がなければ風の通り道はなく、五行の気が自然にその内にもって凝結すると。一般に、「四正」は坎(北 癸・子・壬)・離(南 丙・午・丁)・震(東 乙・卯・甲)・兌(西 庚・酉・辛)、「四維」は巽(東南 辰・巽・巳)・坤(西南 未・坤・申)・艮(東北 丑・艮・寅)・乾(西北 戌・乾・亥)をいう。

『北木山風水記』

一、緒言

「緒言」原文

緒言

康熙二十三年、本島具呈詳請地師、令^(見諸村)□□□風水、從此以來、人民繁榮、年貢諸賦納清、舉^(歎)□□々々然有喜色。奈至乾隆三十六年、大波湧騰、各村戶籍損壞、人民亦多失身。變由起於倉卒、不問風水善惡、只各自見其便、編為宅籍。從時厥後、人民憔悴逐年加增、年貢諸賦極其艱難。且又盛山・崎枝・南風見・仲間・高那・桴海・野底等所、康熙年間無有宅邑、至於中葉、始建村構宅。然比較他村、人民減少、所生小兒、又多帶病而死。由是諸役人等相議、僉曰、島中所以如此凋殘者、或有抱護闕落歟、^③或有道路開逆歟。是必由地理失法之所致也。同治二年、具呈詳請地師。法司以聞(換行)

王上、允准、乃命我使見島中風水。我不揣其愚昧、查閱古書、体照師伝、各解說其吉凶、又繪圖道路順逆・抱護闕落、奉進(換行)

在番・檢見役・頭目各台下、以備恭覽之用。

(1) 石垣本に「見諸村」とあるのによって補う。

(2) 石垣本に「欣」とあるのによつて補う。

(3) 「開逆」は、石垣本には「逆闕」とある。

「緒言」書下し

緒言

康熙二十三年（一六八四）、本島、具呈して地師を詳請して諸村の風水を見せしむ⁽¹⁾。此より以来、人民は繁栄し、年貢・諸賦は納清し、挙げて欣々然として喜色あり⁽²⁾。奈かんせん、乾隆三十六年（一七七二）に至り、大波湧騰し、各村、戸籍は損壊し、人民も亦た多く身を失う。変は倉卒に起こるに由り、風水の善悪を問わず、只だ各々自ら其の便を見て編みて宅籍をなす⁽³⁾。時より厥の後、人民の憔悴は年を逐いて加増し、年貢・諸賦は其の艱難を極む。且つ又た盛山・崎枝・南風見・仲間・高那・桴海・野底等の所、康熙年間（一六六二—一七三二）、宅邑あるなく、中葉に至りて始めて村を建て宅を構う。然るに他村に比較して人民減ること多く、生まるる所の小兒、又た多く病を帯びて死す⁽⁴⁾。是れに由りて諸役人等、相い議して僉^みな曰く「島中の此の如く凋残する所以の者は、或は抱護の闕落あらんか、或は道路の開逆あらんか、是れ必ず地理の法を失うの致す所に由るなり」と。同治二年（一八六二）、具呈して地師を詳請す。法司、以て王上に聞す。允准^よして乃ち我に命じて島中の風水を見せしむ。我、其の愚昧を揣^はらず、古書を査閲し、師伝を体照して各々其の吉凶を解説し、又た道路の順逆・抱護の闕落を絵図にして、在番・検見役・頭目各台下に奉進し、以て恭覽の用に備う。

註

(1) 康熙二十三年の風水見分については、『八重山島年来記』に次のようにみえる。なお、年代については我那覇本に従うべきであろう。

○康熙二十三年(一六八四)条「風水見外間親雲上御渡海、蔵元始石垣・登野城其外村構御見分為被成段相見得候事」(我那覇本)。

○康熙二十五年(一六八六)条「久米村外間親雲上、宮古島風水見せ用申請候付、其序ニ八重山島江も渡海、風水見立候様被仰付度旨、登合之頭大川村之住石垣親雲上訟相達、当島江列下り、当島所々風水見立、次亥(二六九五)春、宮古島佐事船与里宮古島江渡海仕申候」、「名蔵村・崎枝村・川平村、風水悪敷ニ付、名蔵者本名蔵与里潮嶺江、崎枝「ハ」かなた与里東石兼久江、川平ハ多田仲間仲栄大口与里古場川大津原江、村敷替候様、外間親雲上見立被置候ニ付、此年与里漸々引移申候」。

○康熙四十一年(一七〇二)条「平久保村之儀、喜屋名ニ有之候処、風水悪敷ニ付、堀川野江外間親雲上見立之通召移候、五家内ニ罷在候」。

(2) 『孟子』梁惠王篇に「今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之声・管籥之音、挙欣欣然有喜色」とある。

(3) 明和の大津波をさす。『球陽』巻十六・尚穆二十年条に「又た房屋土地、尽く浪を被りて洗蕩せらる。各村、地を扞びて村を建て、居処の人民を配居せんことを請う云々」という。津波による被害状況については、「大波之時各村之形行書」に詳しい。

(4) 盛山、崎枝、南風見、仲間、高那、桴海、野底の各村は、蔡温が雍正十三年(一七二八)に三司官に就任した後、寄人によって形成された村落である。

雍正十年(一七三二)

高那村、野底村

雍正十二年(一七三四)

崎枝村、南風見村

乾隆三年(一七三八)

桴海村

乾隆五十年(一七八五)

盛山村

* 仲間村については不明。

いずれも、康熙二十三年の外間親雲上の風水見分以後に立村されている。これらの村は、風気(マラリヤ)の罹病率が高く、人口が減少したという。田里友哲『論集 沖繩の集落研究』(離宇宙社 一九八三年)一三一頁など参照。

(5) 与儀通事親雲上鄭良佐。

(6) 「在番」と「検見役」は首里王府から派遣された「在番」と「検見使者」、「頭目」は八重山の三間切（石垣・大浜・宮良）の頭をさす。『御使者在番記』によれば、このときの八重山在番・検見役は次の通りである。

○在番

同治元年（一八六一）四月十二日から

首里章氏 宜野湾里之子親雲上正憲

同治三年（一八六三）三月三〇日から

首里 慶世村親雲上清門

○検見御使者

同治元年（一八六一）四月十日から

首里向氏 富村親雲上朝憲

同治三年（一八六三）三月三十日から

漢那親雲上庸森

与儀通事親雲上鄭良佐が八重山に招かれたときの在番は宜野湾里之子親雲上、検見役は富村親雲上、『北木山風水記』を書き置いたときの在番は慶世村親雲上、検見役は漢那親雲上であった。

二、四村風水記

「四村風水記」原文

四村風水記

夫地理之法、山背水走而無抱護之情、則陰宅鄉城俱不可建焉。山交水会而有抱護之情、則陰宅鄉城俱可建焉。按本島滿勢嶽、背去而無抱護之情、皆野底山、廻環而有抱護之情。然以強弱推之、彼強而此弱、其勢不齊。宜照凶於皆野底

山及各村後山、多栽樹木以佐其勢、乃吉。

於晚那山欲栽樹木、此山離四村甚遠、仮使栽樹木、無抱護之力。只四村後山一帶、多栽樹木、則有抱護之力。古人云、山以近者為貴。譬如奴僕近在身側、則驅使得力、若去身已遠、則呼喚未及、使令不便、安得其力哉。是也。

坎山高大肥滿、則有誠実富厚之慶。若使低陷而寒風吹入、則有貧苦寿夭之憂。又子方凹陷而風入者、則有子孫溺水之妨。癸方凹陷而風入者、則有男女淫慾之妨。壬方凹陷而風入者、則有貧殘之妨。予想、川良山道子癸壬方凹陷之處、宜密栽松樹以遮其風。乃無以上種々之妨、而誠実富厚之慶、必從此興矣。

水往來之地、通則旺、塞則衰、水道固有自然氣運。又去水之處、不可閑塞。若一閑塞、不但前水不來、龍勢亦不貫。又洪水害稼、帝堯所憂、壅以害隣、孟子所惡。本村田原、築堤閑塞、橫流於他。恐不但於四个平得五村風水大有所妨而已矣、而又不合於聖道。宜照凶除堤開溝以流去、乃吉。

* 「近在身側」↓石垣本「近有身側」

「四村風水記」書下し

四村風水記

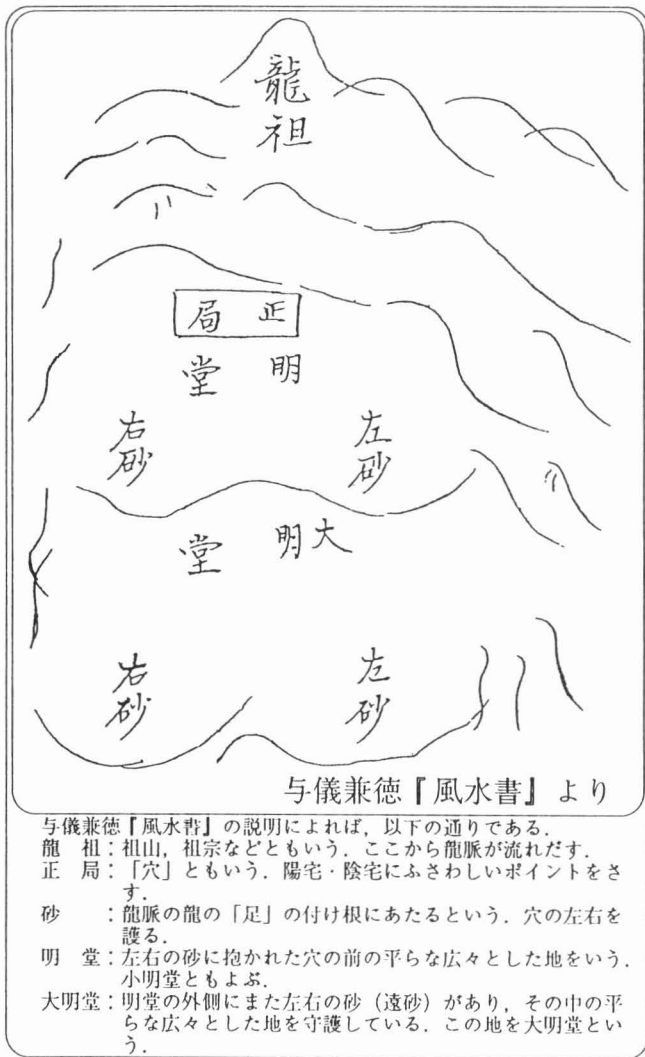
1 夫れ地理の法は、山背き水走りにて抱護の情なければ、則ち陰宅・郷城よも俱に建つべからず。山交わり水会あまりて抱護の情あれば、則ち陰宅・郷城俱に建つべし。^①按ずるに、本島の満勢嶽は背去して抱護の情なく、皆野底山は廻環

して抱護の情あり^②。然るに強弱を以てこれを推すに、彼れ(満勢嶽)強くして此れ(皆野底山)弱く、其の勢い齊からず^③。宜しく凶に照らして皆野底山及び各村の後山に多く樹木を栽え、以て其の勢いを佐くべし^④。乃ち吉^⑤。

2 晩那山に樹木を栽えんと欲す。此の山、四村を離ること甚だ遠し。仮使い樹木を栽うるも抱護の力なし。只だ四村の後山一帶、多く樹木を栽うれば則ち抱護の力あり。古人云わく「山は近き者を以て貴と為す。譬うるに奴僕の近く身側に在れば則ち驅使して力を得るが如く、身を去ること己に遠ければ則ち呼喚するも未だ及ばざるが若し。使令便ならざれば、安んぞ其の力を得んや」と。是れなり^⑥。

3 坎山、高大肥満なれば則ち誠実富厚の慶びあり。若使し低陥して寒風吹き入れば則ち貧苦・寿夭の憂いあり。又た子の方、凹陷して風入る者は則ち子孫溺水の妨げあり。又た癸の方、凹陷して風入る者は則ち男女淫慾の妨げあり。壬の方、凹陷して風入る者は則ち貧残の妨げあり。予想えらく、川良山道、子・癸・壬の方の凹陷の処、宜しく密に松樹を栽えて以て其の風を遮るべし^⑦。乃ち以上種々の妨げなく、而も誠実富厚の慶び、必ず此れに従りて興ると。

4 水の往来の地、通ずれば則ち旺ん、塞がれば則ち衰う。水道、固より自然の氣運あり。又た去水の処は、閑塞すべからず。若し一たび閑塞すれば但だ前水の来たらざるのみならず、龍勢も亦た貫かず^⑧。又た洪水の稼を害なうは帝堯の憂うる所、壅ぎて以て隣を害なうは孟子の惡む所^⑨。本村の田原、堤を築きて閑塞し、他に横流せしむ。恐らく但だ四个(新川・石垣・大川・登野城)・平得の五村の風水に於いて大いに妨ぐる所あるのみならず、而も又た聖道に合せず。宜しく凶に照らして堤を除き溝を開きて以て流去すべし。乃ち吉。



註

(1) 与儀兼徳『風水書』に、「砂飛水走之処、絶無抱護之情、則陰宅郷城俱不可建焉。山交水会之処、切抱護之情、則陰宅郷城俱可建焉」と、ほぼ同じ文言がみえる(図11)。

図11 風水における「穴」の理想型

○「抱護」について

抱護に類似した表現は、中国の風水書に散見する。「葬書」内篇に「（経）気感而応、鬼福及人。（注）……（真龍）及至穴前、則峯巒轟擁、衆水環遶、疊嶂層層、献奇于後、龍脉抱衛、砂水翕聚、形穴既就、則山川之靈秀、造化之精英、凝結融会于其中矣……」と。龍脈が「抱衛」するかのような「穴」がよいという。同右外篇に「夫噫氣能散生氣、龍虎所以衛区穴、疊疊中阜、左空右缺、前曠後折、生氣散于飄風……」とあり、注に「天地之氣噫則為風、最能飄散生氣。故必藉前後左右、衛護区穴、而後能融結也……」と。風が吹けば生氣が漂散するので前後左右の地形によって穴を「衛護」せよというのである。また、「地理人子須知」卷三下「論纏護証穴」に「纏護者、譬若貴人之有奴隸也。奴隸之待衛、不敢遠離於貴人之側、亦不敢近逼于貴人之身。是故纏護証穴之法、護於此拱、穴于此立、纏于此遶、穴于此取」と。つまり、奴隸が貴人につかはずはなれず侍衛するかのよう、山川が「纏護」して「穴」をとりまいてるのがよいという。さらに「平陽全書」卷十四「詒燕堂問答」に、平地で四方とも水から離れ、高い所もない土地について問われ、「先生曰、此等地面、一望版死不動、則無結作。若略有尺寸高低、有盤旋之勢、有依稀環抱之情、乃是低坦綿亘之局、多有悠久之穴。但世人不易識耳」と。平坦な土地でも僅かな高低、旋回の形勢、「環抱」の情があれば、悠久の「穴」となるというのである。「平陽全書」にはこの外、「纏護」「環護」などという表現が散見する。

ただし、「北木山風水記」にいう「抱護」の概念は、解題で述べたように間接的にはこれらの風水書の影響をうけたであろうが、直接的には蔡温の「抱護」の思想に由来しよう。

○「情」について

『発微論』「向背篇」に、次のように述べる。

其次、莫若審向背、向背者言乎其情性也。夫地理与人事不遠。人之情性不一、而向背之道可見。其向我者、必有周旋相与之意、其背我者、必有厭棄不顧之状、雖或暫焉矯飾而真態自然不可揜也。故觀地者、必觀其情之向背。向者不難見、凡相对如君臣、相待如賓主、相親相愛如兄弟骨肉、此皆向之情也。背者亦不難見、凡相視如讐敵、相拋如路人、相忌如嫉免逆寇、此皆背之情也。觀形貌者得其偽、觀情性者得其真、向背之理明而吉凶禍福之機灼然。故嘗謂地理之要、不過山水向背而已矣。

風水の「情」は人間の向背の「情」に比喩されている。この比喩は、『平陽全書』『雪心賦』『地理人子須知』など、多くの風水書に散見する。

(2) 満勢嶽は現在の前勢岳（標高一九七、七m）、皆野底山は皆野底森、通称オッパイ山（標高八五、五m）。図12参照。「背去」は背き去ること。「背」は「向背」の「背」。鄭良佐は、阿波根村の宿道についても「背去而抱護之情無之」という

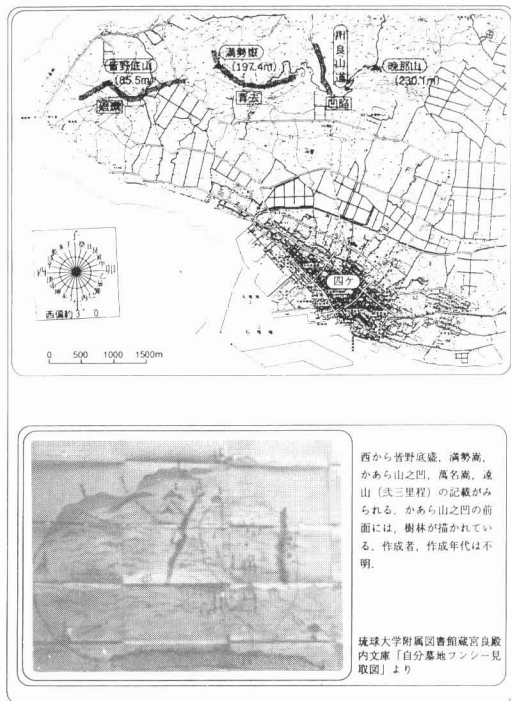


図12 四村周辺図

(「北木山蔵元風水記」註11参照)。中国の風水書にも「背反」または類似した術語が散見する。『葬書』外篇に「朱雀無舞者騰去。〈注〉前山反背無情、上正下斜、順水擺竄、不肯盤旋朝穴、若欲飛騰而去也」と。また、『地理人子須知』卷六下「明堂凶格」に「反背明堂」の絵図を載せ、「反背明堂、悖逆之象也。当穴宜弓把拱身而反突拗。反背何凶如之、主逆妻拗子・悖戾之奴、百無一成、豈哀戸薄已哉」という。また同右「五星背城」に「五星背城者、水皆背我而去也。地理以向背定吉凶、水既背去、其凶可知云々」と。前山、明堂、水流と異なるが、「反背」「背去」の形勢は禁忌であった(図13)。「廻環」は、まわりめぐること。この術語も『葬書』など中国の風水書に散見する。たとえば『平陽全書』卷十三「臨流賦」に「平洋之法、不俟乎山、水生而氣生、水死而氣死。故委曲則謂之秀吉、直硬則斷其頑凶……坐曲水之廻環、世受科名之盛」という。水流は「委曲」しているのが吉であり、曲がりくねった水流がぐるりとめぐっている地点を「坐」とすれば、代々科挙に合格するという。風水では山も水も類似した形勢であれば共通した術語を用いる(図14)。

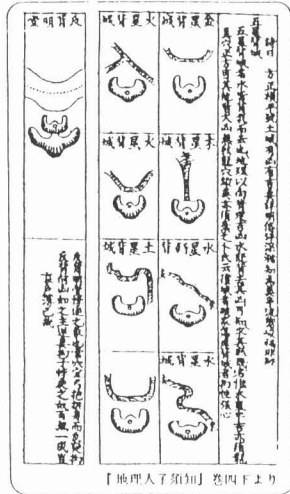


図13 「反背・背去」の形勢



図14 「廻環」の形勢

(3) 形勢の「強弱」については、『発微論』「強弱篇」に次のように述べる。

其次又当并強弱、強弱者言乎其稟氣也。夫天下之理中而已矣。太剛則折、故須濟之以柔。太柔則弱、故須濟之以剛。剛柔相濟、中道得矣。

また、『地理人子須知』巻四下「以八卦定穴」に、「朱子曰、凡挾地必先論其主勢之強弱」と。

(4) 鄭良佐が村落の「抱護」に「後山」を重視していることに注意したい。「後山」は、ここでは村落のすぐ背後にある山を指すと思われる。いわゆる「クサティ」との関係については、今後の調査を俟ちたい。

(5) 与儀兼徳『風水書』に、「山不足、当培則培、土有余、当關則關、然則天工之未全者、天尚得于人力也。故当高而反陷、則植木以代山岡、或建塔以代文峰」という。『雪心賦』に「土有余、当關則關、山不足、当培則培」とほぼ同じ文言がある。つまり、風水に欠落があれば、植樹したり、塔を建てたりしてこれを補えばよいというのである。こうした考え方は、『雪心賦』の外、『発微論』など中国の風水書に散見する。たとえば、『地理人子須知』巻六下「論風水不可妄加築鑿」に、先

行する風水書を引用して「固皆指地之有不足者、培之闢之、損高益卑、使適於中、尽其当然不害其為自然者也。但万金之璧、必玉人而可琢、千金之裝、豈拙匠所能裁。多見毀瓦畫墁、非徒無益而又壞之、此不可不慎也。況又有務為觀美者、或広築墻垣、深開月池、高起牌坊、及為崇台望柱砌路建亭等事、莫知禁忌、往往有以此尽其孝敬之心、而反自取禍敗者、是又深可憫也」と。また、同書卷四上「以太極定穴」に「他鄉字及之、每見 務為觀美者、輒加興作、而不知美也。切忌妄有培闢以壞真形。或傷破星辰頭面、或剪去余氣唇唇、或壅塞界脈之水、或戕傷太極之凹云々」という。風水ではその「美醜貴賤」をい、ここで「美」は風水の美をいう。「地理人子須知」の著者は風水景觀をみだりに人工的に補うことを戒めているが、実際には山を削ったり、水を塞いだり、あるいは垣根を築き、池を堀り、楼台を建て、路に石を積み、亭を建てたりすることが盛行したのであろう。琉球において風水の欠落を補うために植樹を奨励することについては、解題参照。

(6) 晩那山 現在のバンナ岳(標高三三〇、四m)。前掲図12。

(7) 典拠不明。風水景觀における山川の遠近については、たとえば『雪心賦』に「〈本文〉多是愛遠大而嫌近小。〈注〉遠朝高大、人多貪之、近案低小、人所不欲。〈本文〉誰知迎近是而貪遠非。〈注〉近雖低小而有情、遠雖高大而無意」という。人々は遠方であっても高大な山を求め、近くの低小な山を嫌うが、近ければ低小であっても「情」があり、遠ければ高大であっても「意」はないと。また、『平陽全書』巻五「平洋法形勢篇」に「水法之論、先取諸近、後取諸遠、近者有情、遠者可得而用。若近者不佳、遠者雖好、只是過水往來、不足道也」と。水の遠近についても、近いものに「情」があることをいう。また、「穴」をとりまく地形を奴僕に比喻することについては、前註(1)に引く『地理人子須知』巻三下「論纏護証穴」参照。

(8) 典拠不明。「坎」は北から北北東にかけての壬・子・癸の方位をさす。四ヶ村は「坐長向坤」、北東が後方にあたる。この方向には晩那山・満勢岳が位置する。

(9) 与儀兼徳『風水書』「風射方位」にほぼ同文がみえる。「子風入者、子孫落水。癸風入者、男女淫慾。丑風入者、援軍落陣。艮風者、瘟疫瘴疫。寅風入者、虎狼傷害。卯風入者、道路死亡。乙風入者、子孫背背。辰巽風入、主人頭瘋。巳丙風入、主蛇傷害。午丁風入、主火災殃。未風入者、癆瘵咳嗽。坤風入者、主有公訟。申庚風入、多主暴敗、酉辛風入、多主難艱苦。戌乾風入、多主乾腰。亥壬風入、多主貧賤」。

中国の風水書でも、凹みを重大な禁忌とみなしている。『平陽全書』巻九「得水説」に「平洋須得水、山谷要感風。平洋四面皆空、水走則寒、水邊則暖。山谷四面皆実、障滿則暖、凹缺則寒。所謂避風如避賊、是也」と。また、『地理人子須知』巻四上「凹缺」に「凹缺者、凹陷低缺也。当立穴之處、貴其周密遮障、忌其左空右缺。若適當穴處、凹缺折陷、賊風射穴、最為不吉」という。つまり、「穴」の周囲に凹みがあって「賊風」が吹き入るのを最も「不吉」とするといっているのである。

また、蔡温の「首里地理記」にも「凹陥」をいうが（解題参照）、蔡温は「凹陥」から気が洩れることをいう。

(10) 川良山道 カーラヤマミチ。パンナ岳と前勢岳との間の凹みを通る道。かつては、四ヶ村から名蔵村にぬける道であった。一六四九年頃、山陽姓長重によって開通され、ついで一七四二年頃に山陽姓長延によって改修されたという（喜舎場永珣『八重山民俗誌』下巻、沖繩タイムス社、一九七七年、三二六頁参照）。川良山道は、四ヶ村からみて子・癸・壬の「坎」の方に位置する。前掲図12参照。

(11) 『平陽全書』巻五「平洋法形勢篇」にはほぼ同じ文言がみえる。「水常往来之地、通則旺、塞則衰。水道固有自然氣運、亦能遷改」、「凡去水之処、在所必去者、不可閉塞、若一閉塞、不但前水不来、龍勢亦不貫」。本文中の「閑」は「閉」の意味。

(12) 帝堯の治水については、『孟子』滕文公に、「当堯之時、天下猶未平、洪水橫流、氾濫於天下、草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸逼人、獸蹄鳥跡之道交於中国。堯独憂之、举舜而敷治焉……禹疏九河、滄濟・濶而注諸海、決汝・漢、排淮・泗而注之江云々」という。また、孟子の非難については、「大川村風水記」に「四村以山形言、則為一体、水之勢亦然。若水去之処、加土閑塞、則山氣不貫、不大合風水之法、而又白圭之道、非禹之道。此処必須熟察」ともあり、孟子が白圭の治水を非難したことをいう。『孟子』告子篇に「白圭曰、丹（白圭）之治水也、愈於禹。孟子曰、子過矣。禹之治水、水之道也。是故禹以四海為壑。今吾子以隣国為壑。水逆行、謂之洚水。洚水者、洪水也。仁人之所惡也。吾子過矣」とあり、孟子は禹が中国全体のために治水を行ったのに対して、白圭が一国の治水のために隣国を犠牲にしたという。

三、北木山蔵元風水記

「北木山蔵元風水記」原文

北木山蔵元風水記

按衙門大堂為聽政之所臨民之地、宜正大高明。乃聽訟明決、政令治從。又其地址、宜高大端正、乃官長循吏明決。且

又其前宜寬大方正、乃百姓富足、紳士淳厚。若有石堆土堆樹木而遮欄墳墓、則諸事不利。本島藏元、地址甚低而役房乃高、恐不吉利。宜大堂地址少高而役房移左辺、乃為吉利。

大門亦宜新鮮端正。倘有歪斜破碎、則官民俱不吉。藏元大門、若當斜破之時、則以改作為吉。

一、頭門外照牆、宜高大寬闊。乃主胥吏順利、並出能幹書役、護衛官長。若低小歪斜、則諸事不利。本島藏元大門外無照牆、恐不吉利。宜於大門之外築建照牆、乃為吉利。

藏元大堂、坐艮向坤、是為艮宅。大門開在坤方、是為坤門。按八宅方位、艮宅生氣在坤、大門在坤、尤吉。但玄館在大堂前、不吉。宜九尺移過在辺(左)、乃吉。

按九宮方位、艮宅、坤卦飛在艮宮。飛宮之坤土、助坐宮之艮土、為旺氣方。五黃飛在坤宮、雖犯五黃之煞、而五黃屬土、為本宅旺氣、門路却吉。

按三元氣運、道光甲辰起、離卦入中宮、而推算乾、飛在坤宮、為死氣方、不吉。同治甲子起、坎卦入中宮、而推算兌、飛在坤宮、為生氣(方)、尤吉。

竈宜安生氣延年天醫方、乃吉。*未坤申為生氣方、庚酉辛為延年方、戊乾亥為天醫方。
茶爐又宜安生氣延年天醫方、乃吉。

神乃司人間福祿、若居凶方則凶、居吉方則吉。宜挾亥震庚三吉之方而奉安、乃官民俱則(吉)。艮方亦可。
倉在屋後為龍頓煞、不吉。宜見左右各便而移、乃吉。

子壬癸三方、在八宅為五鬼方、在九宮為煞氣方。廁在此方、尤吉。但子位不可作廁。其位、巽卦所飛之地、巽為文昌之星、廁在此方、人民多不聰明。又丙午丁三方、在八宅為禍害方、在九宮為煞氣方。廁在此方、尤吉。

又按地理書云、凡京省府縣基、闊大正盤、已作衙門矣。又云、住宅与衙門不同。衙門喜闊大壯觀、住房必翕聚、始獲福。又云、官衙後要空、不要滿。又云、陽宅須方正、入眼好看、方吉。由是推之、本島藏元、方位雖吉、地基不吉。

仮使照前修改、究竟不能變為上吉之美地。細閱藏元旧籍、地基闊大正盤而坐後空。已移此処、尤合風水之法。改移旧籍之時、大堂置中央、坐良向坤、大門可開坤方。

仮使旧籍地基正盤、倉在屋後、不吉。役房在後、又不妨。若在高所、有妨。⁽⁵⁾役房、宜見後頭左右各便而作、吉。一門高於大堂、不吉。改作之時宜低、乃吉。

同治三年甲子四月吉日

(久米村与儀通事親雲上敬具)⁽⁶⁾

- (1) 花山本「移過左辺」、石垣本「移過左辺」。石垣本に従う。
- (2) 花山本「為生氣」、石垣本「為生氣方」。石垣本に従う。
- (3) 花山本「戊」、石垣本「戊」。石垣本に従う。
- (4) 花山本「乃官民俱則」、石垣本「乃官民俱吉」。石垣本に従う。
- (5) 花山本「役房」、石垣本「又役房」。
- (6) 石垣本「久米村与儀通事親雲上敬具」とあるのによつて補う。

「北木山藏元風水記」書下し

北木山藏元風水記⁽¹⁾

1 按ずるに衙門の大堂は聴政の所、臨民の地なれば、直しく正大高明なるべし。乃ち聴政は明らかに決し、政令は治^{あま}ねく従⁽²⁾う。又た其の地址、直しく高大端正なるべし。乃ち官長・循吏は明らかに決す⁽³⁾。且つ又た其の前、直しく寛大方正なるべし。乃ち百姓は富足り、紳士は淳厚なり。若し石堆・土堆・樹木ありて遮欄填塞すれば、則ち

- 2 諸事利ならず。本島の蔵元、地址は甚だ低くして役房は乃ち高し。恐らく吉利ならざらん。宜しく大堂の地址は少しく高くして役房は左辺に移すべし。乃ち吉利なり。
- 3 大門も亦た宜しく新鮮端正なるべし。倘し歪斜破碎するあれば則ち官民俱に吉ならず。蔵元の大門、若し斜破の時に当たれば則ち改作を以て吉となす。
- 4 一、頭門の外の照牆は宜しく高大寛闊なるべし。乃ち胥吏の順利、並びに能幹の書役を出し、官長を護衛するを主る。若し低小歪斜なれば則ち諸事利ならず。本島蔵元の大門の外、照牆なく、恐らくは吉利ならざらん。宜しく大門の外に照牆を築建すべし。乃ち吉利なり。
- 5 蔵元の大堂は良に坐し坤に向かう。是れ良宅なり。大門の開くは坤の方に在り。是れ坤門なり。八宅の方位を按ずるに、艮宅、生氣は坤に在り。大門、坤に在るは、尤も吉。但だ、玄館、大堂の前に在るは吉ならず。宜しく九尺、左辺に移過すべし。乃ち吉。
- 6 九宮の方位を按ずるに、艮宅、坤卦は飛びて良宮に在り。飛宮の坤土は坐宮の良土を助け、旺氣の方となる。五黄は飛びて坤宮に在り、五黄の煞を犯すと雖も、五黄は土に属し、本宅の旺氣となる。門路は却つて吉。
- 7 三元の氣運を按ずるに、道光甲辰(道光二十四年、一八四四年)より起ち、離卦は中宮に入る。而るに乾を推算するに飛びて坤宮に在り、死氣の方となる。吉ならず。同治甲子(同治三年、一八六四年)より起ち、坎卦は中宮に入る。而るに兌を推算するに飛びて坤宮に在り、生氣の方となる。尤も吉。
- 8 竈は宜しく生氣・延年・天医の方に安んずべし。乃ち吉。*未・坤・申は生氣の方なり。庚・酉・辛は延年の方なり。戌・乾・亥は天医の方なり。
- 9 茶爐も又た宜しく生氣・延年・天医の方に安んずべし。乃ち吉。
- 10 神、乃ち人間の福祿を司る。若し凶方に居れば則ち凶、吉方に居れば則ち吉。宜しく亥・震・庚の三吉方を扱ひて奉安すべし。乃ち官民俱に吉。良方も亦た可なり。

- 10 倉の屋後に在るは龍頓煞なり。吉ならず。宜しく左右の各便を見て移すべし。乃ち吉¹⁶。
- 11 子・壬・癸の三方、八宅に在りては五鬼の方となり、九宮に在りては煞氣の方となる。廁、此の方に在れば、尤も吉¹⁷。但だ、子の位は廁を作るべからず。其の位は巽卦の飛ぶ所の地、巽は文昌の星なり。廁、此の方に在れば人民多く聰明ならず。又た丙・午・丁の三方、八宅に在りては禍害の方となり、九宮に在りては煞氣の方となる。廁、此の方に在れば、尤も吉¹⁸。
- 12 又た按ずるに、地理書に云わく「凡そ京省府県の基、闊大正盤なれば巳に衙門を作る」と。又た云わく「住宅は衙門と同じからず。衙門は闊大壯觀なるを喜ぶ。住房は必ず翕聚して始めて福を獲ん²¹」と。又た云わく「官衙の後は空を要め、満を要めず²²」と。又た云わく「陽宅は須く方正して眼に入りて好看なるべし。方に吉²³」と。是に由りてこれを推すに、本島の蔵元、方位は吉と雖も、地基は吉ならず。仮使^{たと}い前に照らして修改するも、究竟変じて上吉の美地となること能わず。細^くしく蔵元の旧籍を閲るに、地基は闊大正盤にして坐後は空なり²⁴。己に此の処に移せば、尤も風水の法に合す。
- 13 旧籍に改移するの時、大堂は中央に置き、艮に坐し坤に向かい、大門は坤の方に開くべし²⁵。
- 14 仮使^{たと}い旧籍の地基は正盤なるも、倉の屋後に在るは吉ならず。役房の後に在るは、又た妨げず。若し高所に在れば妨げあり²⁶。
- 15 役房、宜しく後頭左右の各便を見て作れば吉。一門の大堂より高ければ、吉ならず²⁷。改作の時、宜しく低くすべし。乃ち吉。

同治三年甲子四月吉日

(久米村与儀通事親雲上敬具)